

令和3年度 公文書開示状況（6月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3. 5. 24	R3. 6. 1	「令和2年度10号地その他2多目的内貿岸壁地盤改良及びその他工事」の 共通仮設費算出根拠	31	1														港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課
2	R3. 5. 6	R3. 6. 2	・ 令和3年3月23日付2東港港第522号	9		1													港湾局 東京港管理事務所 港務課
3	R3. 5. 6	R3. 6. 3	・ 令和3年4月25日付報告書	3	1														港湾局 港湾経営部 振興課
4	R3. 5. 6	R3. 6. 3	・ 平成29年4月1日付け公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営に関する基本協定 ・ 平成29年11月1日付け公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営に関する基本協定の一部を変更する協定・中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）の管理運営基準 ・ 公共外貿コンテナふ頭施設等 業務実施年間報告書の提出（令和3年4月1日～令和3年3月31日） ・ 公共外貿コンテナふ頭施設等 業務実施月間報告書の提出（令和3年4月1日～令和3年4月30日） ・ 令和2年4月1日付け令和2年度中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y2）の管理運営に関する委託契約書 ・ 令和2年度中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y2）の管理運営に関する委託契約に係る業務実施報告書（年報）の提出について（令和2年4月1日～令和3年3月31日） ・ 令和3年度中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y2）の管理運営に関する委託契約に係る業務実施報告書（月報）の提出について（令和3年4月1日～令和3年4月30日） ・ 港湾施設使用許可書（案）	150		1													港湾局 東京港管理事務所 ふ頭運営課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
																		料金年報」「使用許可年報」、「年間業務実施計画工程表」、「研修受講実績一覧表」、「施設点検一覧表」、「施設補修要望及び一覧表」、「事故報告一覧表」、「年度報告書」、「修繕報告書」及び「公共ふ頭情報伝達訓練の実施について」に関する部分は、令和3年度に開催が予定されている「客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会状況等の評価委員会」における委員への配付資料の基礎資料となる。開示決定日時で令和3年度の当該評価委員会は開催されておらず、当該資料を公にすることにより、委員の当該委員会での率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるため。(条例第7条第6号に該当) ・「公共外貿コンテナふ頭施設等 業務実施年間報告書の提出(令和2年4月1日～令和3年3月31日)」の内、「公共コンテナふ頭の係留施設の管理等に関するお客様アンケート」に関する部分は、指定管理者である当該法人が、更なる利用者サービス向上につなげることを目的として、自ら項目を作成し、実施したものである。その項目の選定に当たっては、埠頭事業に永年携わってきた当該法人の知見や経験を活かして、利用者の生の声を適切に拾えるように作成している。当該文書には、当該法人のノウハウが記載されており、公にすることにより、他港の埠頭事業に関連する法人がこのノウハウを利用し、コンテナ取扱量を伸ばす等、当該法人の競争上・事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(条例第7条第3号に該当) ・「公共外貿コンテナふ頭施設等 業務実施年間報告書の提出(令和2年4月1日～令和3年3月31日)」の内、「公共コンテナふ頭の係留施設の管理等に関するお客様アンケート集計結果」に関する部分は、指定管理者と港湾事業者との信頼関係によって成り立つものであり、公開した場合は指定管理者と当該事業者との信頼関係を不当に損ない、東京都に対する情報交換や事業協力が重大な支障が発生するなど、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第6号に該当)	
5	R3. 5. 26	R3. 6. 4	「令和2年度臨海副都心(青海地区)自転車走行空間整備現況測量」の内訳書、総括書	7	1													港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R3. 5. 26	R3. 6. 7	「令和2年度砂町北運河（新砂二丁目）内部護岸測量（その2）」の内訳書、総括書	6	1														港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課	
7	R3. 4. 16	R3. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者との面談記録（H28～31） ・意見交換メモ（平成30年7月9日） ・対応メモ（平成30年10月11日） ・意見交換メモ（平成30年11月20日） ・意見交換メモ（平成30年12月20日） ・意見交換メモ（平成31年1月29日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日） 	61	1														<ul style="list-style-type: none"> ・肩書、氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第2号に該当） ・事業者名、事業者の発言内容、都の発言内容のうち事業者を特定できる内容は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（条例第7条第3号に該当） ・都の発言内容のうち検討中の未成熟な内容は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第5号に該当）また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
8	R3. 4. 16	R3. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査報告書 概要 ・令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 概要版 	4	1														港湾局 総務部 企画計理課	
9	R3. 4. 16	R3. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・IRカジノ誘致に関する都の「実施方針」案、又はそのたたき台のメモ、同誘致の場合を想定したスケジュールの案 ・IRカジノ設置・設営事業の計画をもつ事業者が東京都に提出した事業計画、またはその案、たたき台 ・IRカジノ誘致を検討する際、海外のIRカジノ設置・運営事業者の新型コロナ感染の影響に関する経営方針、財務状況の調査資料又は報告を求めるなどして集めた関係資料 				1												当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	港湾局 総務部 企画計理課
10	R3. 4. 16	R3. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査報告書 ・令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託報告書 																開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページにおいて閲覧できる情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18号第2項により開示しないものであるため。	港湾局 総務部 企画計理課